

令和7年度こころといのちのライン相談業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、こころといのちのライン相談業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は、国の交付金を財源の一部として実施する事業であり、国の交付決定及び愛媛県の令和7年度当初予算の成立を前提に行うものである。そのため、国の交付決定がなされなかった場合又は減額された場合や、県の予算が原案どおり成立しなかった場合などには、業務内容の変更や業務実施そのものを中止する等の可能性がある。本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度こころといのちのライン相談業務

(2) 業務の目的

本県では、自殺予防のための「こころといのちのライン相談」を設置し、若者に身近なコミュニケーションツールであるSNS相談体制を構築することで自殺リスクを緩和し、自殺を防止する。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(5) 委託料の上限額

9,053,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 当該委託業務に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び業務を円滑に遂行するに足る能力を有している者であること。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月 18 日 (火)	—
質問書提出期限	3月 3 日 (月)	様式4
参加表明書提出期限	3月 3 日 (月)	様式1、2
企画提案書提出期限	3月 21 日 (金)	様式5～7
審査会（書面開催）	3月 25 日 (火)	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで。

5 応募の手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申込書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参して提出すること。

(1) 提出書類（以下「参加申込書等」という。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

イ 法人概要書（任意様式）

プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティ制度マネジメントシステム）の登録証等、適切な個人情報保護体制の構築に関する認証を受けていることがわかる書類の添付

ウ 過去2営業年度の業務実績書（任意様式）

以下の項目については必ず記載すること

・同様の業務受託実績

・相手先

・ライン相談業務の設置場所（所在地）

(2) 提出部数

上記（1）の提出書類 各1部

(3) 提出場所

「14 問合せ先及び提出先」 参照

(4) 提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

(6) 参加申込書等の無効

参加申込書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール又は書面により、その旨を通知する。

- ア 「3 参加資格」に掲げる資格のないものが提出した場合
- イ 提出場所、提出書類及び提出期限に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合

6 質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、参加者に限る。

(2) 質問方法

プロポーザルに関して質問等がある場合は、質問書（様式4）を「14 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに「こころといのちのライン相談業務委託プロポーザルに関する質問」と件名を記載したうえで、電子メールを提出すること。電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時

(4) 回答

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書及び見積書の提出

別紙「こころといのちのライン相談業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参して提出すること。

(1) 提出場所

「13 問合せ先及び提出先」 参照

(2) 提出書類

企画提案書の提出書（様式5） 正本1部

企画提案書（任意様式） 5部（うち正本1部）

費用見積書（様式6） 正本1部

・見積もりに係る積算内訳書を別途添付すること（任意様式）

事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式7） 正本1部

・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。

・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(3) 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(4) 企画提案書等の無効

- ア 「3 参加資格」に掲げる資格のないものが提出した場合
- イ 提出場所、提出書類及び提出期限に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

8 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置する。提出された企画提案書により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案を行ったものを契約候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者を運営業務予定者として選定する。

(2) プレゼンテーション

必要に応じ、時間、場所、実施方法（WEB会議システムの活用等）、及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

(3) 評価項目

別表「業務委託提案に係る選定基準」参照

(4) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

9 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加さ

せず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

10 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

12 委託契約

（1）契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

（2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

13 著作権等の取扱

（1）著作権者

成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属することとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適當と認められる場合に限り、愛媛県が行う。

(3) 権利関係の処理

- ・成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。

14 問い合わせ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課精神保健係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL : 089-912-2403 FAX : 089-912-2399

e-mail : healthpro@pref.ehime.lg.jp